

○建設工事に係る最低制限価格について

(平成21年2月4日島会甲第280号県警察本部長通達)

島根県警察が発注する建設工事の最低制限価格については、平成20年6月30日付け島会甲第1564号本部長通達(以下「旧通達」という。)により取り扱っているところであるが、最低制限価格を設定する契約の対象及び設定方法を次のとおり見直し、平成21年2月16日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用することとしたので万全を期されたい。

記

1 最低制限価格を設定する契約

島根県警察が発注する競争入札で執行する建設工事とする。ただし、交通安全施設工事の分離発注に係る制御機等製作工事は除く。

2 設定方法

(1) 設定基準

工事費の算定に係る下記①から⑤の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、10分の9を超える場合は10分の9とする。

- ① 直接工事費の95%
- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の70%
- ④ 一般管理費等の30%
- ⑤ その他の経費の100%

(2) 建築関連工事の算定方法

建築関連工事(建築関係積算基準により積算する建築工事をいう。)の積算には、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、上記設定基準により算定する場合においては、次のとおり運用する。

ア 直接工事費(1)の①は、算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

イ 現場管理費(1)の③は、算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

ウ 上記の現場管理費相当額は、次のとおりとする。

- 昇降機設備工事・・・・・・・・直接工事費の20%
- その他の建築関連工事・・・・・・・・直接工事費の10%

(3) 適用除外

標準的な積算が困難である工事については、上記算定方法によらず、予定価格の10分の8を目処に最低制限価格を設定する。